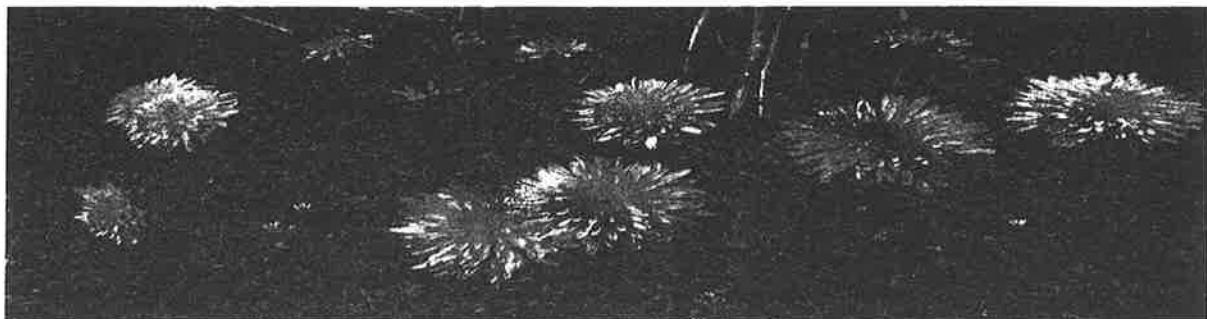


4. 20 安保法制違憲訴訟 提訴決起集会

参議院議員会館講堂 18:00 ~ 20:00



プログラム

- 1 はじめに ~ 憲法訴訟の意義と現状 (共同代表 寺井 一弘)
- 2 なぜ今違憲訴訟か (共同代表 伊藤 真)
- 3 提訴の内容 (共同代表 福田護 田村洋三)
- 4 原告からの発言
 - 志田 陽子 (しだ ようこ 憲法学者)
 - 崔 善愛 (チェ ソンエ 在日ピアニスト)
 - 石川 徳信 (いしかわ とくしん 宗教家)
 - 原 かほる (はら かほる 身体に障がいを持つ方)
 - 菱山 南帆子 (ひしやま なほこ 若者国会前コーラー)
 - 辻 仁美 (つじ ひとみ ママの会)
 - 新倉 裕史 (にいくら ひろし 基地周辺住民)
- 5 野党各党 代表からのご発言 ご出席議員の紹介
 - 民進党
 - 共産党
 - 生活の党
 - 社民党
- 6 憲法学者からコメント (学習院大学教授 青井未帆)
- 7 支える会の説明 呼び掛け人挨拶とエール 鎌田 慧
- 8 宣言案 朗読

【はじめに　違憲訴訟の意義と現状】

2015年9月19日集団的自衛権の行使を容認する安保法制が「成立」。3月29日に施行された。さらに安倍首相は、憲法改正をめざし7月の参議院選挙で改正に必要な議席獲得を目指すと明言する。私たちは、立憲主義に反する危険な状況を司法の分野から是正するために昨年9月に「安保法制違憲訴訟の会」を結成し、立憲主義を堅持し、わが国を二度と再び戦争をしない国にしていくという国民市民の強い願いと期待にこたえて、安保法制の違憲訴訟を東京地方裁判所に提起する。

訴訟提起は4月26日。

差し止め訴訟　原告　50名以上、代理人600名以上、

国家賠償訴訟　原告500名以上、代理人600名以上になる予定。

東京地裁以外での提訴の準備も進んでいる。私達は「歴史と知性に背を向けて開き直る安倍政権を絶対に許してはならない」との立場を堅持し、裁判を通じて社会にインパクトを与えるながら世論を形成し、安保法制を廃棄に追い込むことを目ざす。

【なぜ今違憲訴訟か】

現在、この国では前代未聞の事態が進行している。安保法制は日本を戦争する国に変えるものであって、主権者国民の意思でしかできないにもかかわらず、有権者のわずか24%に過ぎない政権が行うのは一種のクーデター。

この前代未聞の事態に対処するには、前例を見ない方法で行うしかない。

【党派を超えた総掛かり行動】

【2000万人署名】

【共産党を含む野党共闘での選挙】

【法律家も前代未聞の戦い方で「司法を通じて、政権与党による憲法破壊の革命的クーデタを阻止し、憲法価値を守り、立憲主義と民主主義を取り戻すため」にその職責を果たす】。

なぜ安保法制違憲訴訟の提起なのか。

理由は2つ。①弁護士としての職責を果たし、司法の役割を問うため、

②安保法制廃止に向けての国民運動の一環をになうため。

この点、違憲訴訟提起に慎重な声もあるが、具体的な危険が迫っているのに、これを放置してよいはずがない。

憲法尊重擁護の職責を負う法律家としての使命を果たし、憲法を守るべき司法の役割を問う。そして、最終的には、裁判を通じて、違憲の安保法制を許さないという世論をより強く大きいものとし、選挙を中心とする政治過程を通じて原告の皆さんと共にこの違憲の安保法制を廃止させる。

これが最大の目的である。

<1>差止請求行政訴訟の訴状概要

【当事者】原告：志田陽子、石川徳信ほか 52名 被告：国

主な構成原告……戦争被害者（原爆、空襲、シベリア抑留）、基地周辺住民、公共機関労働者（航空、船舶、鉄道、医療）、学者、宗教者、ジャーナリスト、母親、障がい者、在日外国人、自衛隊関係者、原発製造関係者など

【訴訟形式】行政訴訟としての差止めの訴え（行政事件訴訟法3条2項、37条の4）

【請求】

- 1 内閣総理大臣は、自衛隊に存立危機事態における防衛出動（集団的自衛権の行使）をさせてはならない。
- 2 防衛大臣は、重要影響事態・国際共同対処事態における後方支援活動・協力支援活動として、自衛隊の物品又は役務の提供を実施させてはならない。
- 3 各原告に対し、金10万円を支払え。

【請求の原因（理由）】

- 1 新安保法制の違憲性
 - ・ 憲法9条による集団的自衛権行使の禁止、海外での武力行使の禁止に違反
 - ・ 憲法改正手続を潜脱し解釈と立法で憲法を改変するもので立憲主義の否定
- 2 集団的自衛権の行使等による原告らの権利の侵害
 - ・ 新安保法制は、日本が戦争当事国となる危険を拡大し、海外で殺し殺される局面を生じ、日本国土や日本人に対する武力攻撃やテロ攻撃を招き、有事法制発動による国民・市民の権利義務の制限をももたらすことになる。
 - ・ 侵害される権利
 - ① 平和的生存権=戦争による加害も被害もなく、平和の中で個人の尊厳を保障する基底的権利として、憲法で保障された具体的権利
 - ② 人格権=個人の平等かつ独立の人格的価値に基づく統一的・包括的人権
 - ③ 憲法改正・決定権=憲法制定・改正権を有する主権者として、憲法の条項と内容を自らの意思に基づいて決定する根源的な権利
 - ・ 戦争体験、居住地域、職業、社会的立場等によって、現に耐え難い精神的侵害を受け、今後生ずべき高度の危険にさらされている。例えば、憲法9条は極限的な戦争体験の代償として得たかけがえのないもので、その蹂躪と戦争は、戦後70年の人生と人格の否定。基地付近の住民は、相手国等の武力攻撃・テロ攻撃を受ける危険。指定公共機関等の労働者は危険な戦争協力を強いられるなど。
- 3 抗告訴訟としての差止めの訴え
 - ・ 自衛隊の防衛出動や兵站活動による武力の行使ないし一体化は、原告らの上記権利を侵害し、その受忍を一方的に強いる事実行為として、公権力の行使（行政処分）に当たる。集団的自衛権の行使等が、秘密保護法、ガイドラインの下で、政府の恣意的判断により行われる蓋然性・危険性。これを差し止めなければ、取り返しのつかない回復困難な損害を生ずるおそれがある。
 - ・ 憲法違反の法律による集団的自衛権行使等の行政処分は違法。
- 4 原告らの精神的損害に対する国家賠償責任。

<2> 国家賠償訴訟の訴状の概要

【当事者】原告：堀尾輝久、辻仁美、菱山南帆子ほか約500名　被告：国
主な構成原告……平和を望む国民・市民、戦争被害者（原爆、空襲、シベリア
抑留）、基地周辺住民、公共機関労働者（航空、船舶、鉄道、医療）、学者、
宗教者、ジャーナリスト、母親、若者、障がい者、原発製造関係者など

【訴訟形式】国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求の訴え

【請求】国は、各原告に対し、（慰謝料）金10万円を支払え。

【請求の原因（理由）】

1 新安保法制の違憲性とその制定行為の違法性

- ・ 憲法9条違反：集団的自衛権行使や海外での武力行使が禁止されていることは、政府による9条の確定的憲法解釈として定着してきたもの。集団的自衛権の行使としての防衛出動命令、海外での武力行使としての外国軍隊等に対する後方支援活動や協力支援活動を容認する新安保法制は憲法9条に違反。
- ・ 立憲主義違反：新安保法制の制定は、憲法改正手続を潜脱し、解釈と立法で憲法を改変する立憲主義の否定である。
- ・ 違法性：このように立憲主義を否定し、憲法9条に反する違憲の法律を制定するための政府の閣議決定や国会の議決行為は違法である。

2 新安保法制法制定行為による原告らの権利侵害と損害

- ・ 新安保法制によりもたらされる事態と権利侵害：新安保法制は、日本が戦争当事国となる危険を拡大し、海外で殺し殺される局面を生じさせ、日本国土や日本人に対する武力攻撃やテロ攻撃を招き、有事法制発動による国民・市民の権利義務の制限をもたらすこととなる。

原告らのある者は、かつての戦争において、空襲や原爆により悲惨な体験をし、その代償として得られた憲法9条を心のよりどころとしてきたものであり、また、ある者は基地付近の住民であって、相手国等の武力攻撃・テロ攻撃を受ける危険におびえ、ある者は、指定公共機関等の労働者として危険な戦争協力を強いられる不安にさいなまれ、ある者は、社会的弱者として戦争に至った場合の弱者切り捨て等被害を受けるのではないかとおそれ、そして、それぞれ、平和を愛する国民・市民として憲法をこよなく大事にしてきた。原告らは、新安保法制法の制定により、重大な権利侵害を受ける事態となることをおそれ、不安にさいなまれているものであり、集団的自衛権の行使等を容認した新安保法制法の制定行為により多大な精神的苦痛を受け、権利を侵害され、10万円相当額を超える精神的苦痛を受けた。

・ 侵害された権利

- ① 平和的生存権＝戦争による加害も被害もなく、平和の中で個人の尊厳を保障する基底的権利として、憲法で保障された具体的権利
- ② 人格権＝個人の平等かつ独立の人格的価値に基づく統一的・包括的人権
- ③ 憲法改正・決定権＝憲法制定・改正権を有する主権者として、憲法の条項と内容を自らの意思に基づいて決定する根源的な権利

3 公権力の行使に当たる公務員としての国務大臣・国會議員の故意・過失

原告の声

★戦災孤児 孤児になっていなかったら、学校にも行けただろうと、勉強もできただろうと何度も思いました。日本ではもう戦争は起こらないという安心感は、70年掛けて、自分の気持ちを徐々に穏やかにしてくれていました。この心の安らぎが、これほど短期間に、暴力的に破壊されるとは想像もしていませんでした。…私はこのままでは平和主義者だった父に会えません。

★自衛官の父 最後は息子の信じる専守防衛と災害救援派遣に対する思いを尊重し、自衛隊へと送り出しました。ところが 2015 年 7 月 15 日、衆議院で戦争法を強行採決された瞬間、息子が戦争に送られるかもしれないことが現実のものとなつたことに、ころが激しく揺れました。自分が何もしないで、息子が戦場に行くことになつたら、自分を許せないとの強い思いが、眠ることもできないほどに湧いてきたのです

★障害を持つ者 私が安保法制の成立で受けた衝撃は大きなものがあります。戦時中の学童疎開では、障害児は対象外であったと聞きます。生きるに値しない存在と国家に見なされていたわけです。社会保障への国の支出が削られる一方で防衛予算のかつてない拡大が起きています。国が戦争する方向にはっきりと舵を切ったことで、障がい者として生きることが許されない社会に向かっていると実感しています。

★航空関係者（国際線元機長）運航責任者として世界各地の政情や治安にも留意していました。安保法制の成立で、自衛隊が米軍の兵站など、米軍の支配下に組み込まれ、海外に飛行する日本の民間機が必然的に軍需品の輸送が求められることになるでしょう。敵対国の民間機と見做され、格好の攻撃対象となります。かつて一世を風靡したパンアメリカン航空は連続する報復テロの攻撃に遭い、多くの犠牲者を出し、ついに会社そのものが消えました。理由は「戦争する国・アメリカ」の象徴だったからです。

★ジャーナリスト 安保法制は、間違いなく紛争地取材、とりわけ中東での取材を行うジャーナリストにとって、その安全確保に重大な悪影響を及ぼします。かつて、陸上自衛隊がイラクに派遣された時ですら、現地を取材中、私は銃を持った若者達に取り囲まれ、「お前は日本から来たのか？日本は米国の犬だ！」と激しくなじられました…行かなければいいという問題ではありません。我々ジャーナリストは、日本人々の、憲法で保障された「知る権利」のために奉仕する存在なのです。

東京での第2次提訴 第2次提訴を予定しています。原告は随時受け付け中です。

各地で掲訴を準備しています。準備状況や連絡先など、

わかり次第、HPに掲載していきます。<http://anpoiken.jp/>

「宪法法制度審議会」 裁判を支援するための会です。

販売でなくとも入会できます。連絡先 03-5289-8222

安保法制違憲訴訟の会

150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6 渋谷協栄ビル2階

電話 03-3780-1260 FAX 03-3780-1287

安保法制違憲訴訟提訴宣言案

私たち原告約500名は、600名を超える弁護士、そして全都道府県にわたる多くの支援者の方々に支えられつつ、来る4月26日を期して国を被告とする安保法制違憲訴訟を提起いたします。

先の大戦で日本は、アジア諸国民を始め2000万人を超える人々の命と生活を奪い、300万人を超える同朋の犠牲者を出すとともに、すべての市民が政府による圧政のもとに苦しみました。

こうした加害・被害の歴史を踏まえ、「敗北を抱きしめて」、政府の行為によって再び戦争の惨禍をもたらさないとの固い決意を持って制定された日本国憲法は、国際情勢が複雑化し、多くの地域で愚かな戦闘行為が行われ、人間が殺し殺されあっている現時点においてこそますますその輝きを増しています。

このような時、現政権は愚かにも過去の教訓を忘れ、沖縄の米軍基地の強化・恒常化を進めようとし、とうてい民主国家とは思えぬ強引な手法を用い、立憲主義までかなぐり捨てて、世界のどこでも戦争ができる戦争法制を作り上げたのです。

私たちは、民主主義と立憲主義を取り戻すために、それぞれが全国各地で様々な運動を実践していますが、その運動の一環として今こそ司法を通じて声を上げるべきと考えました。

今も広がり続ける市民の怒りと行動に深く連帯しつつ、三権の一翼を担う裁判所に政権の暴走を抑制するその役割を正当に果たすことを期待し、ここに、安保法制による戦争参加を差止め、さらに、将来はもとより現に受けている深刻な精神的苦痛という損害の賠償を求めるための訴訟を提起するものであります。

市民の皆さまの熱いご支持をお願いするとともに、私たちも全力を尽くして闘いぬく決意であることを表明し、このことを本日の集会の名において宣言します。

2016年4月20日